

書家泉田佑子公式ファンクラブ「墨遊小路の会」 会員規約

第1条（目的）

書家 泉田佑子 公式ファンクラブ「墨遊小路の会」（以下「当会」といいます。）は、書家 泉田佑子（以下「書家」といいます。）を応援する会員によって構成され、当会が提供する各種情報提供、企画、交流機会等（実施する場合に限ります。）を通じて書家を応援することを目的とします。

第2条（適用）

1. 本規約は、当会が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する一切に適用されます。
2. 当会に入会した会員は、本規約の内容に同意したものとみなします。
3. 当会が本サービスに関して別途定めるルール、注意事項、ガイドライン等は、本規約の一部を構成します。

第3条（会員の定義・当会）

1. 本規約における会員とは、当会への入会申込を行い、当会が定める方法により会費の入金が確認され、当会が入会を承認した者をいいます。
2. 入会申込は、当会指定の申込書を提出することにより行うものとし、当会が会費の入金を確認した時点で入会手続が完了します。
3. 当会は、以下のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、入会申込を承認しないことがあります。
 - ① 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合
 - ② 過去に本規約違反等により会員資格を取消し又は退会処分を受けたことがある場合
 - ③ その他、当会が会員として不適当と合理的に判断した場合

第4条（会員の権利）

1. 会員は、当会が別途定める範囲で、本サービスを利用し、当会の活動に参加することができます。
2. 会員は、書家に対し、書作品の制作依頼（以下「制作依頼」といいます。）を申し込むことができます。ただし、制作依頼の成立、制作内容、対価、納期、修正、著作権・利用許諾、キャンセルその他条件は、書家が別途提示する条件（見積書、発注書、制作規約等）に従うものとし、書家は制作依頼の申込みを必ずしも受諾する義務を負いません。
3. 制作依頼は、会員と書家との間で成立する個別契約とし、その対価は第6条の会費に含まれません。

第5条（会員への通知）

1. 当会は、会員に対し、電子メール、当会公式ウェブサイト上への掲示、その他当会が適当と判断する方法により必要な情報を通知します。
2. 前項の通知は、当会が発信又は掲示した時点で会員に到達したものとみなします。ただし、会員の個別事情により到達しない場合でも、当会の故意又は重過失がない限り、当会は責任を負いません。

第6条（年度会費）

1. 会員は、入会時および第7条に定める会員資格の更新時に、次に定める会費を一括で当会に支払うも

のとします。

年度会費 120,000 円（不課税）

2. 会費の支払方法、支払期限その他の条件は、当会が指定する方法によるものとします。振込手数料等の支払に要する費用は会員の負担とします。
3. 会費は、当会の会員資格を付与する対価であり、制作依頼その他会員が別途申し込む取引（物品購入、イベント参加費等が発生する場合を含みます。）の対価を含みません。

第7条（会員資格の有効期間・更新）

1. 会員資格の有効期間は、本登録完了日（当会が入会手続きを完了した日）を含む月の1日から、翌年1月末日までとします。
2. 会費は、入会月にかかわらず年度会費は同額とし、会費の月割り（日割りを含みます）は行いません。
3. 会員が会員資格の更新を希望する場合、当該会員期間満了日までに当会が発行する請求書に基づき翌年度分の会費を支払うものとし、当会が入金を確認した時点で、会員資格の有効期間は当該会員期間満了日の翌日（2月1日）から翌年1月末日まで更新されます。
4. 有効期間満了日までに更新手続が完了しない場合、会員資格は満了日に終了します。

第8条（会員の義務）

1. 会員は、本規約、利用案内および注意事項等、当会が通知する事項を遵守し、当会および書家の活動・業務を妨害する行為をしてはなりません。
2. 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他入会申込時に届け出た内容に変更が生じた場合、速やかに当会ウェブサイト上の方法その他当会が指定する方法により変更手続を行うものとします。会員が変更手続を怠った結果、当会からの通知等が会員に到達しなかった場合、当会の故意又は重過失がない限り、当会は責任を負いません。
3. 会員は、会員番号、公式ウェブサイトのログイン用ユーザーID およびパスワードを第三者に知られないよう自己の責任で管理するものとします。管理不備、不正使用等により生じた損害について、当会の故意又は重過失がない限り、当会は責任を負いません。

第9条（会員資格の譲渡禁止）

会員は、会員資格、会員番号、ログイン用ユーザーID およびパスワードその他当会に関する地位又は権利義務を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保提供その他一切の処分をすることはできません。

第10条（禁止事項）

当会は、会員に対し、本サービスの利用に際し以下の行為を禁止します。

- ① 当会を通じて入手したデータ、情報、文章、音、映像、画像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、転載、掲載、販売、出版、放送、公衆送信（送信可能化を含みます。）等のために利用する行為（当会より提供されるコンテンツ等に関する著作権、著作隣接権、肖像権その他一切の権利は、当会、書家又は権利者に帰属します。）。ただし、制作依頼に関して別途書面等で利用許諾が付与された範囲はこの限りではありません。
- ② 前号に違反する行為を第三者にさせる行為
- ③ 当会から会員へ告知する情報を無断転載し、又は会員以外の第三者に漏えいする行為
- ④ 書家その他第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為

- ⑤ 書家その他第三者を誹謗中傷し、名誉又は信用を毀損し、又は毀損するおそれをおそれ生じさせる行為
- ⑥ 当会の運営、会員又は関係者に支障を来たす行為
- ⑦ 法令又は公序良俗に違反する行為、会員としての品位を欠く行為
- ⑧ その他、当会が不適切と合理的に判断する行為

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他これらに準ずる者）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し保証します。
2. 当会は、会員が前項に違反した場合、何らの催告を要せず会員資格を取消し又は退会処分とすることができます。

第12条（会員資格の喪失・退会・退会処分）

1. 会員は、当会所定の方法により退会を申し出ることができます。退会は、当会が退会手続の完了を確認した時点で成立します。
2. 会員が退会した場合、当会は、既に支払われた会費を返還しません。ただし、当会の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が継続不能となった場合その他本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、相当期間を定めて是正を求めたうえで、会員資格を停止し、又は退会処分（契約解除）とすることができます。相当期間は、違反の内容・程度、是正の可能性等を考慮して当会が定めます。
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② 登録情報に虚偽があることが判明した場合
 - ③ 会費の不払又は支払遅延がある場合
 - ④ その他、当会の運営を著しく妨げ、又は当会の信用を毀損するおそれのある行為がある場合
4. 前項にかかわらず、会員の重大な違反、権利侵害、反社会的勢力該当の疑い、当会又は第三者に対する安全上・運営上の緊急性がある場合その他催告が相当でないと合理的に判断できる場合、当会は事前の催告なく退会処分とすることができます。
5. 前2項に基づき退会処分となった場合、当会は既に支払われた会費を返還しません。
6. 本条は、当会又は会員が法令に基づき有する権利（損害賠償請求権等）の行使を妨げるものではありません。

第13条（本サービスの中止・停止）

当会は、以下のいずれかに該当する場合、会員への事前通知なく本サービスの全部又は一部を中止又は停止することができます。

- ① システム保守点検又は更新を行う場合
- ② 天災地変、停電、通信回線障害等の不可抗力により提供が困難となった場合
- ③ その他、当会がやむを得ないと合理的に判断した場合

なお、当会の故意又は重過失がない限り、これにより会員に生じた損害について当会は責任を負いません。

第14条（当会の解散等）

1. 当会は、書家の活動状況その他の事情により当会の運営を継続しがたいと判断した場合、当会を解散

し、本サービスの提供を終了することがあります。

2. 当会は、前項の場合、当会の定める方法により、あらかじめ会員に通知します。
3. 当会解散により本サービスの提供を終了する場合、当会は、会員の未経過期間に応じて会費の一部を返還します。返還額は「年度会費 × 残存月数 ÷ 当該会員期間の総月数」により算定し、1円未満を切り捨てます。返還に要する振込手数料等は当会が負担します。
4. 前項の残存月数は、サービス提供終了日の属する月の翌月から、当該会員期間満了日の属する月までの月数（当該月を含みます。）とします。なお、前項の残存月数が0となる場合、返還は行いません。
5. 当該会員期間の総月数は、当該会員期間の開始月から満了日の属する月までの月数（両端の月を含みます。）とします。
6. 当会は、返還額を確定した日から30日以内に、会員が指定する口座へ振り込みます。

第15条（免責・責任制限）

1. 当会は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能、価値、正確性又は有用性を有することについて、いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの利用に関し会員に生じた損害について、当会の故意又は重過失による場合を除き、当会は責任を負いません。
3. 当会が会員に対して損害賠償責任を負う場合（当会の故意又は重過失による場合を除きます。）、その賠償額は、当該損害が発生した会員期間に会員が実際に支払った会費の額を上限とします。
4. いかなる場合も、当会は、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益について責任を負いません。
5. 会員が本サービスの利用に関連して他の会員又は第三者との間で紛争を生じた場合、会員は自己の費用と責任でこれを解決するものとし、当会は当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き関与しません。

第16条（個人情報の取扱い）

1. 当会は、当会の運営にあたり、会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他入会申込時に届け出た情報（以下「会員情報」といいます。）を取得します。
2. 当会は、会員情報を次の目的の範囲で利用します。
 - ① 入会手続、本人確認、会員管理、会費の請求・入金確認、各種連絡対応のため
 - ② 当会に関する案内、連絡、運営上必要な通知を会員に送付又は送信するため
 - ③ 問い合わせ対応、紛争対応、不正利用の防止及び安全管理措置のため
3. 当会は、会員情報を会員への広告宣伝メールの送付目的で利用しません。

第17条（個人情報の第三者提供・委託等）

1. 当会は、会員の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
2. 当会は、当会の運営に必要な範囲で会員情報の取扱いを委託することができます。この場合、当会は委託先に対し、会員情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。
3. 当会は、会員から会員情報の開示、訂正、利用停止等の請求を受けた場合、法令及び当会所定の手続に従い、会員本人であることを確認のうえ、適切に対応します。
4. 当会は、当会又は第三者の権利侵害の防止、会員の安全確保その他のために必要であり、かつ法令上認められる範囲で、関係機関への相談又は情報提供を行うことがあります。

第18条（準拠法・紛争解決・管轄）

- 本規約及び本サービスに関して生じる一切の事項は、日本法に準拠します。
- 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、当会及び会員は誠意をもって協議し解決を図るものとします。
- 協議によっても解決しない場合、当会の事務局所在地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。ただし、法令により別途管轄が認められる場合はこの限りではありません。

第19条（当会代表者・事務局）

- 当会の代表者（責任者）は次の通りとします。

代表者：書家 泉田 佑子

所在地：新潟県加茂市岡ノ町 1-3

- 当会の事務局は次のとおりとします。

事務局：株式会社H i S C内

所在地：新潟市中央区東大通 2 – 1 – 4

連絡先：contact@hachiakiya.jp

第20条（規約の変更）

- 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の一般の利益に適合し、又は変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的であるときに限り、本規約を変更することができます。
 - 変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - 変更が契約の目的に反せず、かつ合理的なものであるとき
- 当会は、本規約を変更する場合、変更内容及び効力発生日を、効力発生日の相当期間前までに、当会公式ウェブサイトへの掲示その他当会が適当と判断する方法により周知します。
- 変更後の規約は、効力発生日から効力を生じます。

附則

- 本規約は2024年12月1日に制定し、同日から施行します。
- 本規約は2026年1月10日に改定し、同日から施行します。
- 本規約の制定日以前に入会した会員についても、当会が周知する方法により本規約を適用します（ただし、法令上認められない不利益変更となる場合を除きます。）。